

仕 様 書

レンタル物品の表示

ポータブルインスリン用輸液ポンプ ミニマ640Gインスリンポンプキット 米国メトロニック社製 1式

品 名	規 格		台数	予定 数量
ポータブルインスリン用輸液 ポンプ	ミニマ640Gインスリンポンプキット	米国メトロニック社製	1式	627式
	(内訳) 輸液ポンプ本体 1台 (ベルトクリップ・スキンス・アクティベーター付) 消耗品 1式(以下のとおり) ・専用留置針 パラダイムクイックセットMMT-399 ・専用シリンジ(3ml) パラダイムリザーバーMMT-332A			
Enliteセンサ (滅菌済5個入)	MMT-7008A	米国メトロニック社製	1式	383式
トランスミットキット	MMT-7730	米国メトロニック社製	1式	16式
	(内訳) トランスミット本体 1台 (充電器・テストプラグ・エンライトサータ付)			

1. 賃借人(以下「甲」という。)は貸貸人(以下「乙」という。)の指定する様式の発注書を乙に送付することにより、上記レンタル物品(以下「物品」という。)の賃借依頼を行うものとする。
2. 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
ただし、診療報酬の算定方法の在宅医療に該当する管理料等に変更がない場合は、契約期間を令和4年3月31日まで延長できるものとする。
3. 乙は、甲の指示により、物品を必要とする患者(以下「使用者」という。)の使用場所に物品を設置するものとする。
4. 物品の引渡しは、乙は使用者と合意する期日に搬入設置し、試運転、物品の取扱い説明、緊急時の連絡先等説明を行い、この旨を設置完了届等により甲に通知したときをもって完了とみなすものとする。
5. 物品の引取りは、甲の指示により、乙が速やかに回収するものとし、回収完了届等で甲に通知するものとする。
6. 物品の設置、移動、回収、保管に要する費用は、すべて本契約に含むものとする。
7. 定期点検は、物品の引き渡し後、原則として6ヶ月毎に乙が行うものとする。
8. 乙は物品の定期点検、臨時点検及び保守を行った場合は、その都度業務管理日誌等を作成するものとする。また、甲からの求めがあった場合は、速やかに提示するものとする。
9. 乙は、緊急時の対応として、夜間、土日、祝日にかかわらず常時24時間サービス体制を施行するものとする。
10. 乙の従業員を物品の使用場所に立ち入らせる場合は、必ず身分証明書等を携行させ、風紀安全、衛生に努めるものとする。
11. 乙は、使用方法・緊急時連絡方法等を物品に掲示するものとする。
12. 法令によって定められた個人情報の取り扱いについては、法令を遵守するものとする。
13. 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は、甲と乙とが協議のうえ実施するものとする。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。